# 国立市都市計画審議会資料No. 4-2 令 和 2 年 1 1 月 2 6 日

# 都市再開発の方針の概要

### A.経緯

S 4 4 都市再開発法制定 (基本構想・計画策定を求める)

S 5 5 都市再開発法改正 (整・開・保の中で方針を定める

よう義務化)

- H 1 立川都市計画都市再開発の方針

H12 都市計画法改正

(整・開・保からの独立)

H 2 3 地方分権一括法(第 2 次)

(義務化の廃止)

H27 多摩部14都市計画の都市再開

発の方針変更

R3 多摩部17都市計画の都市再開

発の方針変更 (予定)

### B.構成

**共通** 17 事項 の

### I 基本的事項

→基本的事項として策定の目的を示す。

### Ⅱ策定の考え方

→「1号市街地」「2号地区」「2項地区」 「誘導地区」これらの区域や地区を選定 するルールや計画に定めるべき項目、内容 等の項目を定める。

**個別**事項の

### Ⅲ都市計画区域に定める事項

→各都市計画が選定した「1号市街地」「2 号地区」「2項地区」「誘導地区」の計画 を策定の考え方に則し方針を定める。

の間8回の追加変更

## |基本的事項

1.策定の目的

「未来の東京」戦略ビジョン

都市づくりのグランドデザイン

都市計画区域マスタープラン



実行性のあるものにするため、 再開発の適正な誘導と計画的 な推進を図る

### 2.策定の効果

### 策定の効果

再開発の積極的な動因

個々の事業について十分な効果発揮

民間建築活動を再開発へと誘導

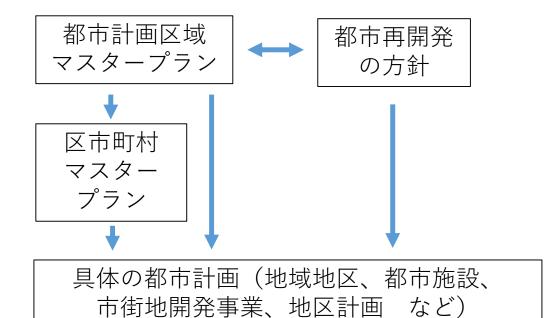
早期の住民合意形成

再開発促進地区においては 次の措置が講じられる

### 3.位置付け

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3 第1項又は第2項に基づく。

都市計画法第7条の2により都市計画に定めることができる。



## Ⅱ策定の考え方

(1)地区の選定

計画的な再開発が必要な市街地

→ 1号市街地

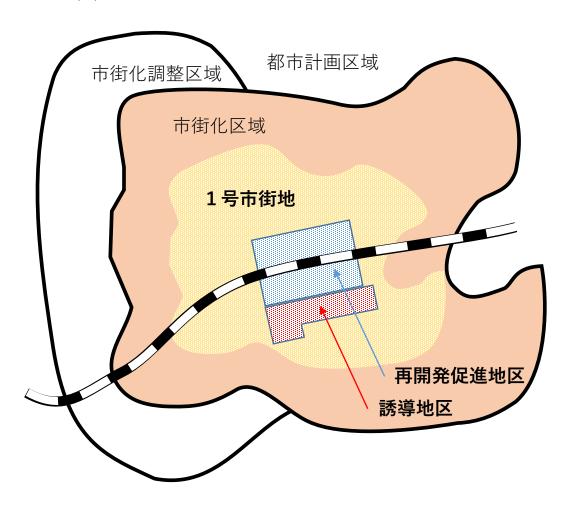
一体的かつ総合的に市 街地の再開発を促進す べき相当規模の地区

再開発促進地区 (2号地区、2 項地区)

再開発促進地区には至 らないものの再開発を 行うことが望ましく効 果が期待できる地区

**──** 誘導地区

## (2)イメージ図



# Ⅲ都市再開発の方針に定める事項 ※本編参照